

金融円滑化にかかる貸付条件変更等の実施状況について（平成31年3月末現在）

いしのまき農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向けて取り組んでおります。

また、東日本大震災に伴うお客さまの直接的・間接的な被害および影響を踏まえ、これまで以上にお客さまの実情に応じ、迅速かつ弾力的な対応に努めてまいります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は平成25年3月末で期限が到来しましたが、引き続き同様の基準で公表いたします。